

北上地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 10 日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

**管理者署名**

北上地区消防組合条例第 2 号

北上地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

議案第10号

北上地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合手数料条例（平成12年北上地区消防組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を徴収する事項	手数料の金額		手数料を徴収する事項	手数料の金額	
1～2の5 [略]	[略]		1～2の5 [略]	[略]	
2の6 消防法 第11条第1項 前段の規定により、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可申請に対する審査	ア・イ [略]	[略]	2の6 消防法 第11条第1項 前段の規定により、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可申請	ア・イ [略]	[略]
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>158万円</u>	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>159万円</u>	
	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>194万円</u>	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>195万円</u>	
	オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>226万円</u>	オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>227万円</u>	

	カ～ク [略]	[略]		カ～ク [略]	[略]
2の6の2～9 の3 [略]	[略]	[略]	2の6の2～9 の3 [略]	[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年7月10日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布され、所要の改正をしようとするものである。